

## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

## 技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.11.0)	1.7-65	第1.7.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化  計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14 (添付資料1.14.15) に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.11.0)	1.7-83, 85	誤記訂正 (下線部参照)  【添付資料1.7.1】 (旧) 「非常用取水設備」は「既設」 (新) 「非常用取水設備」は「既設、 <u>新設</u> 」  「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設：取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室 新設：貯留堰	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.11.0)	1.7-203	技術的能力1.15の添付資料1.15.12の修正を反映  記載適正化のため、第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却時の出入口温度及び第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線について、格納容器再循環ユニットの粗フィルタを取り付けた場合のデータから粗フィルタを取り外した場合のデータへ変更した。 (粗フィルタを取り外した場合の方が可搬型温度計測装置で計測する冷却水温度の変動範囲が大きくなるため、可搬型温度計測装置の把握能力を示す上で適切である。粗フィルタを取り外した場合のデータを使用することは大飯と同様。)	技術的能力1.15の添付資料1.15.12における修正内容を反映。
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.11.0)	1.7-218, 221~224, 229	添付資料1.7.9について、附番適正化を実施	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.11.0)	1.7-219	記載適正化 (条文間整合)  添付資料1.7.9について、以下のとおり記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) (b) 大破断LOCA時には…以下については考慮しない。 (新) (b) 大破断LOCA時には… <u>上図</u> においては以下については考慮しないこととした。	